

ID: 162

担当部署: 企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市民会館条例 第9条		
例 規 番 号	昭和38年条例第29号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第9条 市長は、市内の官公署及び各種団体等が使用する場合で、公益上特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市民会館条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の免除) 第11条 市長が特に必要と認める場合は、条例第7条に定める施設使用料及び条例第7条の2に定める附属設備等使用料の全額を免除する。 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料の3割の額を免除する。 (1) 芦屋市が主催又は共催する行事に使用するとき。 (2) 条例第9条に規定する施設使用料免除の団体の指定を受けた団体が公共目的のため使用するとき。 (3) 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体が社会教育に関する事業を行うとき。 (4) 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が使用するとき。 (5) 市内に所在する国及び他の地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 3 前項各号の規定による施設使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 4 施設使用料及び附属設備等使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、第2項第2号から第4号までにあつては、使用者は、関係職員の求めに応じ、同項第2号から第4号までに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければならない。ただし、第5条第2項に定める方法により使用許可の申請を行つた者については、この限りでない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日